

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	明石市 軽自動車税の賦課徴収に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、軽自動車税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	軽自動車税は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して賦課徴収及び当該情報に係る管理を行う。
③システムの名称	軽自動車税システム、中間サーバー、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム、滞納整理システム、審査システム(eLTAX)、軽OSS連携システム(eLTAX)、通知IFS(eLTAX)、地方税外部連携システム(eLTAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル、市税滞納管理ファイル、公金受取口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)第4条 別表の項番8
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①総務局税務室(市民税課、税制課、納税課) ②総務局総務管理室情報管理課
②所属長の役職名	①課長 ②課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市総務局税務室市民税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5014
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介入するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された基本5情報等にて個人を特定し、対象外の情報が含まれないか精査する。 ・データベースへの入力した内容と申告書を照合し再確認する ・申告書等の保管、廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月16日					事務区分の見直しおよびシステム標準化に伴う評価の再実施(旧評価書番号3)
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して賦課徴収及び当該情報に係る管理を行う。	軽自動車税は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して賦課徴収及び当該情報に係る管理を行う。	事前	制度改正およびシステム変更に伴う修正
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	軽自動車税システム、中間サーバー、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム、滞納整理システム	軽自動車税システム、中間サーバー、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム、滞納整理システム、審査システム(eLTAX)、軽OSS連携システム(eLTAX)、通知IFS(eLTAX)、地方税外部連携システム(eLTAX)	事前	制度改正およびシステム変更に伴う修正
令和8年9月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 ・明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)第4条 別表の項番8	事後	独自利用事務の追加に伴う修正
令和8年9月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番48	事後	表記内容の修正
令和8年9月4日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①総務局税務室(市民税課、税制課、納税課) ②総務局総務管理室情報管理課 ①課長 ②課長	総務局税務室(市民税課、税制課、納税課) 課長	事後	表記内容の修正